

【注意事項】

● 医療費のお知らせに記載されていないもの(※1)がある場合には別途領収書に基づいて「医療費の明細」に記入し、それを確定申告書に添付していただく必要があります。

● 昨年の1月以降に氏名が変更になった方は、受診者氏名の欄は変更されていないためご自身で訂正をお願いします。

● 年間医療費のお知らせを紛失しても再交付はできませんのでご注意ください。

● 中面の本人負担額の欄には、自己負担相当額が記載されていますが、本人負担額と実際にご自身が負担された額が異なる場合は、ご自身で金額を訂正して申告していただく必要があります。(※2)

【※1】・12月診療分(全て)

- ・医療機関名が空欄
・区分が柔整
・医療機関等からの請求が遅れている場合
・薬局等で購入した医薬品等

【※2】公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成・高額療養費・出産育児一時金等があるときはそれらの額を差し引く必要があります。

◆ 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

◆ この通知についてのお問い合わせは建設職能国保までお願いします。なお、傷病名、薬剤等の診療内容についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

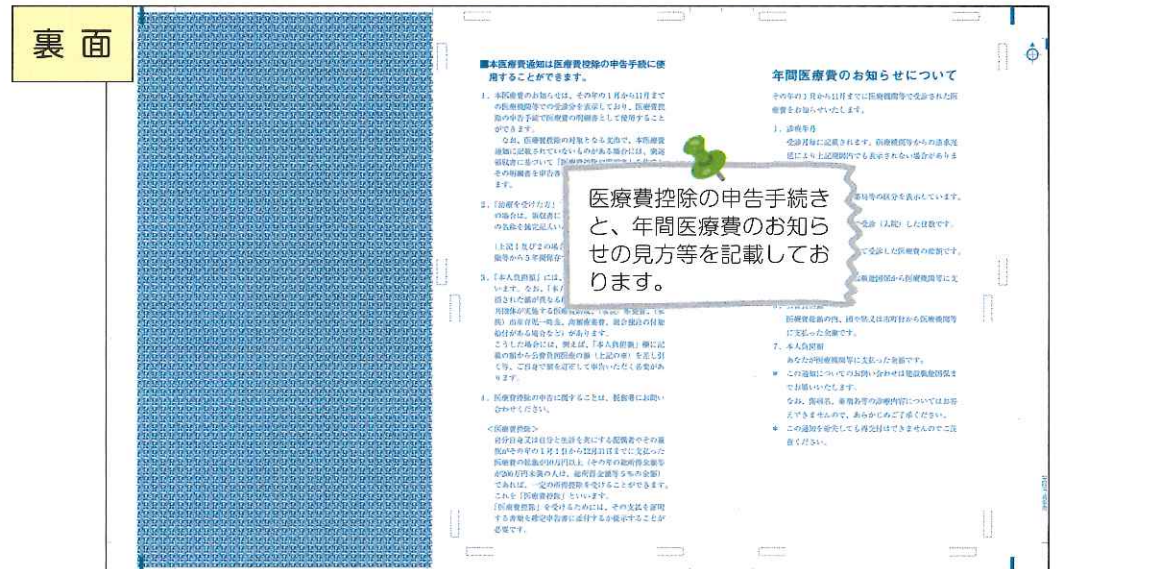
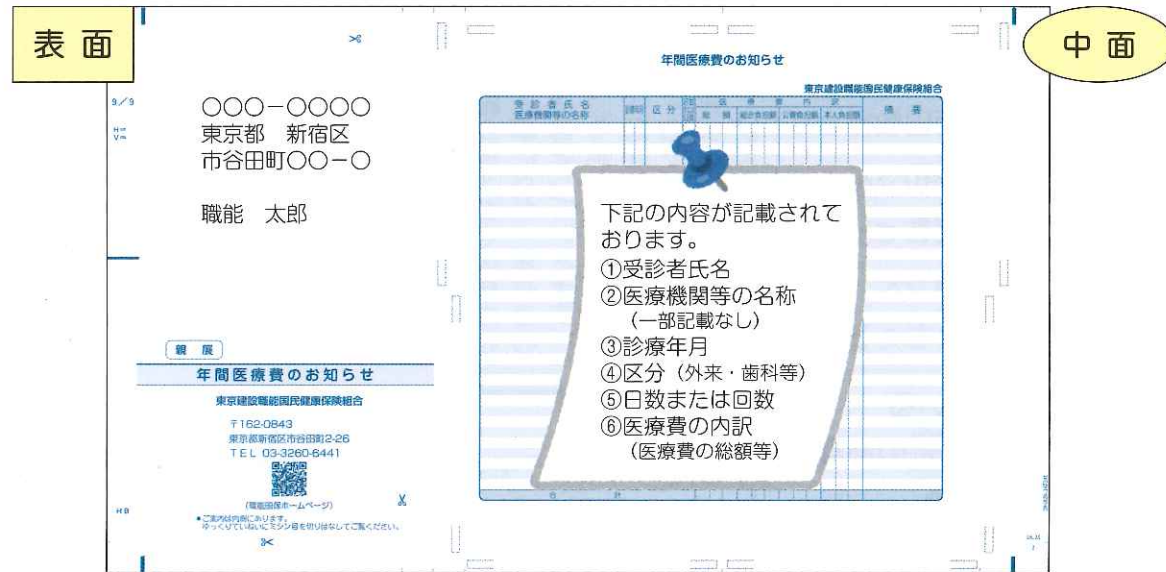
重要! 医療費のお知らせ(医療費通知)が変わります。医療費控除の手続きに使えるようになります!!

これまで、年に2回(5月診療分・9月診療分)送付していた医療費のお知らせが、平成30年分から平成29年度の税制改革に対応した年間医療費のお知らせに変更となります。

変更点は、年1回の通知となり1月診療分から11月診療分までが記載されます。

また、上記の変更に伴い、確定申告の際に医療費控除の適用を受ける場合、年間医療費のお知らせを添付することで「医療費控除の明細書(医療費の領収書に基づいて必要事項を記載)」の記載を一部省略することができます。

なお、医療費控除の明細書として使用する場合には必ず左記の注意事項をご確認ください。



国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534

建設職能国保

《加入者数》

Table with 2 columns: Category (組合員, 家族, 後期高齢者組合員, 計) and Value (2,562人, 3,085人, 167人, 5,814人)

(30年12月末現在)



おしらせ 通知文書等の氏名に外字(※)の使用を取り止めます

【※】文字コードのシステム等で標準的に用意されていない文字

建設職能国保では、加入時等に届出された住民票の漢字が外字であった場合、当組合にて個別に文字を作成しておりましたが、個人番号(マイナンバー)制度での情報連携等やそれに伴うシステム変更により外字を使うことが困難な状況となっております。

そのため、今後の通知文書等についてはできるだけ住民票どおりの漢字を使用しますが、システムにおいて標準的に用意されていない漢字の場合には、似た漢字で対応することもあるかと思います。申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、被保険者証の発行については今後も外字を用いて作成いたします。

保険料は納付期日に納めましょう



所得調査へのご協力ありがとうございました

今回の所得調査は、平成26年度の調査から4年が経過し、近年の経済情勢等により、国保組合の財政状況も変化してきていることが予想されるため、今後の制度見直しに向けての議論や国保組合における適切な補助金の在りかたの資料となる重要な調査として実施されました。

対象になられた被保険者の皆さまには調査の主旨にご理解とご協力をいただきありがとうございました。

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は、平成31年3月31日となっております。

4月からお使いいただく新しい被保険者証は3月中に所属の支部組合より交付されます。色は濃いクリーム色になります【※①】。

有効期限は、平成32年3月31日までです。ただし、年度中に後期高齢者医療制度の対象になる方は、誕生日の前日が有効期限として印字されています。また、保険料を滞納している場合も有効期限が異なる場合があります。

被保険者証の裏面には、臓器提供意思表示欄が設けられていますので、臓器提供保護シール【※②】を併せて配布いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。



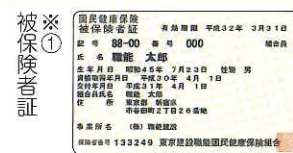
業務課 小野智美

チェック

名前・生年月日・住所を確認していただき、誤りがあった場合は、必ず所属の支部組合にご連絡をお願いします。

資格を喪失した場合は、被保険者証は使用できませんので、速やかに返却をお願いします。

大学や専門学校等に進学するため親元を離れて下宿や寮で生活する場合または児童福祉施設等に入所した場合は、遠隔地被保険者証(学・園)の申請が必要です。



臓器提供保護シール

